

ケアマネジメントサービスほのか 運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社ハート&クリエーションが開設するケアプランサービスほのか（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）は、居宅において要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適切な居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 運営方針は、次のとおりとする。

- (1) 事業所の介護支援専門員は、可能な限り利用者の居宅において、そのおかれている環境等に応じて利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう援助をおこなう。
- (2) 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正・中立に行う。また、市町村、老人介護支援センター、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設、指定特定相談支援事業者等との連携に努めるものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 ケアマネジメントサービスほのか
- (2) 所在地 玉野市明神町8番28号

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 常勤1名（介護支援専門員と兼務）
- (2) 介護支援専門員 常勤1名以上（1名は管理者と兼務）
介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供にあたる。

(事業所の営業及び営業時間)

第5条 事業所の営業及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、祝日および年末年始（12月30日から1月3日）を除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
(ただし、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。)

(指定居宅介護支援の提供方法)

第6条 指定居宅介護支援の提供方法は、次のとおりとする。

- (1) 利用者の相談を受ける場所 事業所内及び利用者宅その他必要と認められる場所において行うものとする。
- (2) 使用する課題分析票の種類 利用者の状況を勘案し、書式化されたアセスメント方式を使用する。
- (3) サービス担当者会議の開催場所 事業所内その他必要と認められる場所において開催する。
- (4) 介護支援専門員の居宅訪問頻度 月1回以上必要に応じて訪問する。

(指定居宅介護支援の内容)

第7条 指定居宅介護支援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 居宅介護サービス計画等の作成
- (2) 指定居宅介護サービス事業者、その他の者との連絡調整
- (3) その他の便宜の提供

(利用料その他の費用の額)

第8条 利用料その他費用の額は、次のとおりとする。

- (1) 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは、利用者からの利用料の支払は受けないものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、玉野市、岡山市南区(旧灘崎町)の区域とする。

(虐待防止に関する事項)

第10条 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずるものとする。

- 一 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- 二 事業所における虐待防止のための指針を整備する。
- 三 事業所において、看護師等に対し、虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- 四 前3号の措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第11条 指定居宅介護支援事業所は、以下の条項に留意して事業を行うものとする。

- (1) 事業所は介護支援専門員の質的向上を図るため、研修の機会を設けるものとし、また業務体制を

整備する。

(2) 職員は、職務上知り得た秘密を保持する。

(3) 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

(4) この規程に定める事項のほか、事業所の運営に関する重要事項は、株式会社ハート&クリエーションと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則 この規程は、平成19年9月1日から施行する。

平成20年	2月1日	改定	平成25年	9月1日	改定
平成20年	7月1日	改定	平成28年	7月1日	改定
平成20年	9月1日	改定	令和1年	8月1日	改定
平成20年12月1日		改定	令和1年	9月1日	改定
平成21年	2月1日	改定	令和3年	5月1日	改定
平成21年	6月1日	改定	令和3年	7月1日	改定
平成25年	5月1日	改定	令和6年	4月1日	改定